

第2号様式（第8条関係）

宅地造成地の緑化に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）は、都市環境整備保全の一環として緑化運動を展開し、みどりの都市づくりを推進するため、春日井市緑化の推進に関する条例第15条の規定に基づき、事業者（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（緑化する土地の面積及び数量）

第1条 緑化する土地の面積及び数量は、次の各号に掲げるところにより実施するものである。

- (1) 宅地は緑化の推進に関する指導要領の基準に基づき植栽を行う。
- (2) 公園、街路等公共施設の緑化は、甲の指示する面積、本数に従い行う。

（緑化の方法）

第2条 緑化の方法は樹木等の植栽とし、高木及び中木の植栽に努めるものとする。

（管理）

第3条 乙は、当該緑化の管理体制を整え維持管理を行うものとする。

（協議）

第4条 その他、この協定に定めのない事項については疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

住 所

乙 事業者

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）